

京 都 府 報 告 資 料

平成30年度における児童虐待相談等の状況について（速報値）

令和元年7月22日
京都府健康福祉部
家庭支援課
(075-414-4592)

京都府では、京都府家庭支援総合センター等（児童相談所3箇所※）における平成30年度の児童の虐待相談・対応及び府内（京都市除く）の被措置児童等虐待の状況について取りまとめたところ、次のとおりでしたので、お知らせします。

※家庭支援総合センター、宇治児童相談所、福知山児童相談所

1 相談状況

(1) 相談受案件数（平成30年度中に児童相談所が通告を受け付けた件数）

○ 新規の相談受案件数：2,104件

年度	26	27	28	29	30
府内3児相計 (前年度比%)	1,121 (116.3)	1,120 (99.9)	1,502 (134.1)	1,663 (110.7)	2,104 (126.5)

○ 虐待の種類

① 心理的虐待	1,231件	(前年度 295件増)	前年度比 132%	構成率：58.5%
② ネグレクト	354件	(前年度 14件減)	前年度比 96%	構成率：16.8%
③ 身体的虐待	471件	(前年度 128件増)	前年度比 137%	構成率：22.4%
④ 性的虐待	48件	(前年度 32件増)	前年度比 300%	構成率：2.3%

【主な増加要因】

<通告経路>

▶警察からの通告が大幅に増加 1,007件（H29：707件）
→その内、面前DVによる心理的虐待通告 622件（H29：408件）

<虐待種別>

▶心理的虐待（不適切な叱責等）、身体的虐待が増加
・心理的虐待 1,231件（H29：936件） 身体的虐待 471件（H29：343件）
⇒心理的虐待の約半数が警察からの通告によるもの

○ 主たる虐待者

① 実母	1,013件	(前年度 164件増)	前年度比 119%	構成率：48.1%
② 実父	899件	(前年度 210件増)	前年度比 130%	構成率：42.7%
③ 実父以外父親	151件	(前年度 47件増)	前年度比 145%	構成率：7.2%
④ その他	41件			

(2) 相談対応件数（平成30年度中に児童相談所が援助方針を決定した件数）

1,984件（前年度より456件増（前年度比129.8%））

※相談対応件数は援助方針を決定した件数であり、相談を受理してから調査や関係機関との調整を行っている件数は含まない。

2 被措置児童等虐待※の状況

0件（H29年度 1件）

※被措置児童等虐待：社会的養護関係施設などに入所している児童等に対する虐待のこと



■京都府児童相談所における児童虐待相談受案件数(30数値は速報値)

1 受案件数の年次推移

児相名	28	29	30
家庭支援総合センター	372	401	517
南部家庭支援センター (宇治児相)	718	847	1,045
北部家庭支援センター (福知山児相)	412	415	542
計	1,502	1,663	2,104

2 経路別受理状況

年度	家族	親戚	近隣知人	児童本人	市町村	児童委員	保健所	医療機関	児童福祉施設	警察	学校等	その他		合計
												きょうだい 受理		
28	86	49	224	16	217	3	0	23	15	481	28	360	175	1,502
29	75	48	227	17	191	1	1	21	15	707	16	344	169	1,663
30	91	47	242	15	220	0	2	33	9	1,007	32	406	182	2,104
構成率(%)	4.3	2.2	11.5	0.7	10.5	0.0	0.1	1.6	0.4	47.9	1.5	19.3		100.0

3 主たる虐待者

年度	実父	実父以外父親	実母	実母以外母親	その他	合計
28	558	79	808	10	47	1,502
29	689	104	849	2	19	1,663
30	899	151	1,013	8	33	2,104
構成率(%)	42.7	7.2	48.1	0.4	1.6	100.0

4 虐待の種類

年度	身体的虐待	性的虐待	ネグレクト	心理的虐待	合計
28	363	34	325	780	1,502
29	343	16	368	936	1,663
30	471	48	354	1,231	2,104
構成率(%)	22.4	2.3	16.8	58.5	100.0

5 年齢別虐待内容別分類

	0~2歳	3歳~学齢前	小学生	中学生	高校生他	合計
身体的虐待	73	60	179	97	62	471
性的虐待	1	8	16	18	5	48
ネグレクト	67	52	137	64	34	354
心理的虐待	300	263	395	180	93	1,231
計	441	383	727	359	194	2,104

本府における児童虐待施策の主な取組 (参考)

【平成19年度～平成25年度(一部抜粋)】

- ▶ 「虐待対応専任職員」の配置
府内7箇所の保健所に児童相談所兼務職員として配置し、児相と連携して市町村を支援
- ▶ 「児童相談所業務外部評価委員会」の設置
外部有識者により児童相談所業務及び市町村(要保護児童対策地域協議会)との連携状況に対する評価を実施 ※48時間ルールの徹底や直接、目視による安全確認を実施
- ▶ 「家庭支援総合センター」の開設
児童相談所、婦人相談所、身体障害者更生相談所及び知的障害者更生相談所を統合し、家庭問題に総合的に対応する体制を整備 ※市町村支援や研修による資質の向上を機能として位置付け
- ▶ 「児童虐待未然防止に関する医療機関との連携方策」の実施
医療機関の妊娠・出産期からの養育支援情報を市町村につなぎ、早期に地域で支援可能となる仕組みを運用開始(現在の府南部地域から府域全域に拡大へ)
- ▶ 「宇治児童相談所京田辺支所」の開設(4月1日)
京都府南部地域において、よりきめ細やかな子どもの相談体制を整備し、身近な地域で児童虐待事案や子どもに関する相談に迅速に対応するために開設
- ▶ 「寄り添い型家庭支援事業」の開始
家庭支援総合センターに「児童虐待・DV被害者支援チーム」を設置し、児童福祉施設退所児童への支援、虐待する(おそれのある)保護者への指導・教育、DV被害者や同伴児童への支援を実施

【平成26年度】

- ▶ 「保護者指導プログラム」の実施範囲の拡大
平成25年度に設置した「児童虐待・DV被害者支援チーム」による保護者指導プログラムを府内に拡大
- ▶ 「児童虐待未然防止に関する医療機関との連携」エリア拡大

【平成27年度】

- ▶ 児童相談所における夜間休日の相談体制の強化
- ▶ 「里親委託推進チーム」の設置
家庭支援総合センターに里親委託推進員及び心理士からなる里親委託推進チームを配置し、里親新規開拓、里親の養育支援を強化

【平成28年度】

- ▶ 子育てピアサポートセンターの設置
子育て世代を支援する子育てピアサポートセンターを設置し、母子保健との連携により、児童虐待を発生予防・早期発見する。
- ▶ 一時保護所の体制充実
家庭支援総合センターの一時保護所に心理専門職を配置し、一時保護児童へのケアを充実

【平成29年度】

- ▶ 「子ども虐待対応マニュアル」による府児童相談所と市町村等の関係機関連携の強化
虐待対応における対応の方法や、関係機関との役割分担について整理することで、相互の連携強化を図る。
- ▶ きょうとこどもの城づくり事業の実施
様々な課題を抱える子ども(ひとり親家庭・退所児童等)の生活習慣の確立と学習習慣の定着を支援するため、居場所、きょうと子ども食堂、巣立ち応援シェアハウス等の開設や運営を支援

【平成30年度】

- ▶ 「児童虐待対応協力員」の増員
児童相談所において、虐待案件に対する早期対応を着実に実施するための非常勤嘱託を3名増員
- ▶ 児童相談所における法的対応機能の強化
複雑化・困難化する児童虐待事案への対応のため、弁護士による助言及びサポート体制を充実

【令和元年度】

- ▶ 児童相談所への児童福祉司等の大幅増員
各児童相談所において、相談支援を行う児童福祉司や心理判定員を10名増員
- ▶ 「赤ちゃん応援隊」活動への助成
地域の子育て経験者などが乳児のいる家庭を訪問し、見守り支援を行う体制を整備することで、子育て家庭の孤立化を防ぎ、地域の子育て力を向上





子ども虐待対応の現状

◆ 激増する通告・対応件数と「虐待」定義の拡大

- ・虐待通告・相談件数 (cf.「児童虐待防止法」H12.11.20施行)
京都府(H20年度: 370件 → H30年度: 2,104件) ※市児相分除く
全国(H20年度:42,664件 → H30年度:159,850件) ※虐待取扱件数
cf. ③〇京都市 2,128件 他市町村 2,865件(同左)
- ・内訳は、「**心理的**」が急増し、6割弱に(府③〇 1,231件=58.5%)
※定義の拡大(面前DVやきょうだいへの虐待を「心理的虐待」に)
※警察からの通告増(②〇 72 → ②⑨ 707 → ③〇 1,007)
※「**性的**」は1~2%前後だが、暗数は10倍以上?とも言われる。
- ・通告元の最多は「**警察**」(府③〇 =47.3%、全国③〇 =49.5%)
一方、「**近隣・知人**」は、府③〇 11.5%、全国③〇 13.4%
「**医療機関**」は、府③〇 1.6%、全国③〇 2.2% に止まる。
- ・主な「**虐待者**」は、**実父**(府③〇 :42.7%)、**実母**(府③〇 :48.1%)

0



子ども虐待対応の現状

◆ 子ども虐待の重篤事例について

○「死亡事例等の検証結果 第15次報告」(H29年度分/厚労省)

- ・1年間に虐待で死亡した子どもは52人(心中含む65人)
- ・「**0歳**」が28人(53.8%)で最も多い。(心中除く)
→ 0歳児のうち「**0ヶ月児**」が、14人(50.0%)と最多(同上)
→ 1~15次:合計779人(心中除く)のうち、0歳:373人(47.9%)

○死亡対象事例の特徴分析(H29年度分)

- ・虐待の種類 身体的虐待 22人(42.3%)、ネグレクト 20人(38.5%)
- ・主たる加害者 母親 25人(48.1%)、実父 14人(26.9%)
- ・実母の抱える問題 「遺棄」19人(36.5%)、
「予期しない妊娠/計画していない妊娠」16人(30.8%)、
「妊婦健診未受診」16人(30.8%)、「自宅分娩」16人(30.8%)

1

第1次から第15次報告を踏まえて 子ども虐待による死亡事例等を防ぐためのリスクとして留意すべきポイント

養育者の側面

- 妊娠の届出がなされておらず、母子健康手帳が未発行である
- 妊婦健康診査が未受診である又は受診回数が極端に少ない
- 関係機関からの連絡を拒否している（途中から関係が変化した場合も含む）
- 予期しない妊娠／計画していない妊娠
- 医師、助産師の立会いなく自宅等で出産
- 乳幼児健康診査や就学時の健康診断が未受診である又は予防接種が未接種である（途中から受診しなくなった場合も含む）
- 精神疾患や抑うつ状態（産後うつ、マタニティブルーズ等）がある
- 過去に自殺企図がある
- 養育者がDVの問題を抱えている
- 子どもの発達等に関する強い不安や悩みを抱えている
- 家庭として養育能力の不足等がある若年（10代）妊娠
- 子どもを保護してほしい等、養育者が自ら相談してくる
- 虐待が疑われるにもかかわらず養育者が虐待を否定
- 訪問等をして子どもに会わせない
- 多胎児を含む複数人の子どもがいる

子どもの側面

- 子どもの身体、特に、顔や首、頭等に外傷が認められる
- 一定期間の体重増加不良や低栄養状態が認められる
- 子どもが保育所等に来なくなった
- 施設等への入退所を繰り返している（家庭復帰後6か月以内の死亡事案が多い）
- きょうだいに虐待があった
- 子どもが保護を求めている

生活環境等の側面

- 児童委員、近隣住民等から様子が気にかかる旨の情報提供がある
- 生活上に何らかの困難を抱えている
- 転居を繰り返している
- 孤立している

援助過程の側面

- 関係機関や関係部署が把握している情報を共有できず得られた情報を統合し虐待発生のリスクを認識できなかった
- 要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）における検討の対象事例になっていなかった
- 家族全体を捉えたリスクアセスメントが不足しており、危機感が希薄であった
- スクリーニングの結果を必要な支援や迅速な対応に結びつけていなかった
- 転居時に十分な引継ぎが行えていなかった

※子どもが低年齢である場合や離婚等によるひとり親である場合に、上記ポイントに該当するときには、特に注意して対応する必要がある。

※下線部分は、第15次報告より追加した留意すべきポイント

児童虐待防止対策に関する法改正の経緯（詳細）

※改正内容の抜粋

平成
12

◇児童虐待の防止等に関する法律の制定
(児童虐待防止法制定) 平成12年11月20日 施行

- ◇児童虐待の定義
 - ・身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待
- ◇住民の通告義務
- ◇立入調査
- ◇児童虐待の早期発見
- ◇警察官の援助について明記

平成
16

◇児童虐待防止法の改正
平成16年10月1日 施行

○児童福祉法の改正
平成17年 1月1日 施行(※●印を除く)

- ◇児童虐待の定義の見直し(同居人による虐待を放置することをネグレクトと定義。児童がDVを目撃することを心理的虐待と定義)
- ◇通告義務の範囲の拡大(虐待を受けたと思われる場合も対象)
- ◇面会又は通信の制限
- 市町村の役割の明確化(相談対応を明確化し虐待通告先に追加)
- 要保護児童対策地域協議会の法定化 [H17年4月施行]
- 司法関与の強化
 - ・家庭裁判所の承認を経て行う強制入所措置の有期限化(入所措置の期間は2年間。家裁の承認を経て更新可能)
 - ・保護者指導の勧告

平成
19

◇児童虐待防止法の改正・○児童福祉法の改正
平成20年4月1日 施行

- ◇児童の安全確認義務
 - ・児童の安全確認のために必要な措置を講ずることが義務化
- ◇出頭要求・再出頭要求、立入調査等の強化
 - ・解錠を伴う立入調査を可能とする新制度の創設(臨検・捜索)
- ◇保護者に対する面会・通信等の制限の強化
- ◇保護者に対する指導に従わない場合の措置の明確化
- 要保護児童対策地域協議会設置の努力義務化

平成
20

○児童福祉法の改正
平成21年 4月1日 施行(※●印を除く)

- 乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業等子育て支援事業の法定化及び努力義務化
- 要保護児童対策地域協議会の機能強化
 - ・協議対象を要支援児童、その保護者、特定妊婦に拡大
- 里親制度の改正等家庭的養護の拡充[H21年1月施行]
- 被措置児童等に対する虐待の対応の明確化

平成
23

□民法の改正・○児童福祉法の改正
平成24年4月1日 施行(一部を除く)

- 親権の停止制度の新設
- 親権の喪失等の家庭裁判所への請求権者の見直し
- 施設長等の権限と親権との関係の明確化
- 法人又は複数の未成年後見人の許容
- 里親等委託中及び一時保護中の児童に親権者がいない場合の 児童相談所長の親権代行について規定

平成
28

◇児童虐待防止法の改正・○児童福祉法の改正
平成29年4月1日 施行(一部を除く)

- ◇児童福祉法の理念、国・都道府県・市町村の役割の明確化
- 市町村・児童相談所の体制強化
 - ・子育て世代包括支援センターの法定化(母子保健法の改正)
 - ・市町村における支援拠点の整備(努力義務)
 - ・要保護児童対策地域協議会の機能強化(専門職の配置等)
 - ・児童相談所設置自治体の拡大(特別区を追加)
 - ・児童相談所への①児童心理司②医師又は保健師③指導・教育担当児童福祉司の配置、弁護士配置又はこれに準ずる措置
- 都道府県(児童相談所)の業務として、里親支援、養子縁組に関する相談・支援を位置づけ
- ◇満二十歳未満の者への措置等の対象拡大

平成
29

○児童福祉法の改正・◇児童虐待防止法の改正
平成30年4月2日 施行

- ・虐待を受けている児童等の保護者に対する指導への司法関与
- ・家庭裁判所による一時保護の審査の導入
- ・接近禁止命令を行うことができる場合の拡大 等



児童福祉法等の改正のポイント

令和元年6月19日可決成立・令和2年4月1日施行

■体罰禁止の明記

- ◇親権者等が「しつけ」として体罰を行うことを禁止
→「体罰を加えること」「監護及び教育に必要な範囲を超える懲戒」を禁止
- ◇民法上の懲戒権のあり方について、施行2年をめどに検討

■児童相談所の機能強化

- ◇一時保護等介入を行う職員と保護者指導・支援を行う職員を分ける
- ◇児相が常時、弁護士による助言・指導の下で適切・円滑に措置決定を行えるようにする
- ◇すべての児相に医師と保健師を配置
- ◇政府は施行後5年をめどに、中核市と特別区が児相を設置できるよう支援
- ◇児相の管轄区域の人口、児童虐待の相談件数などに応じた児童福祉司の増員



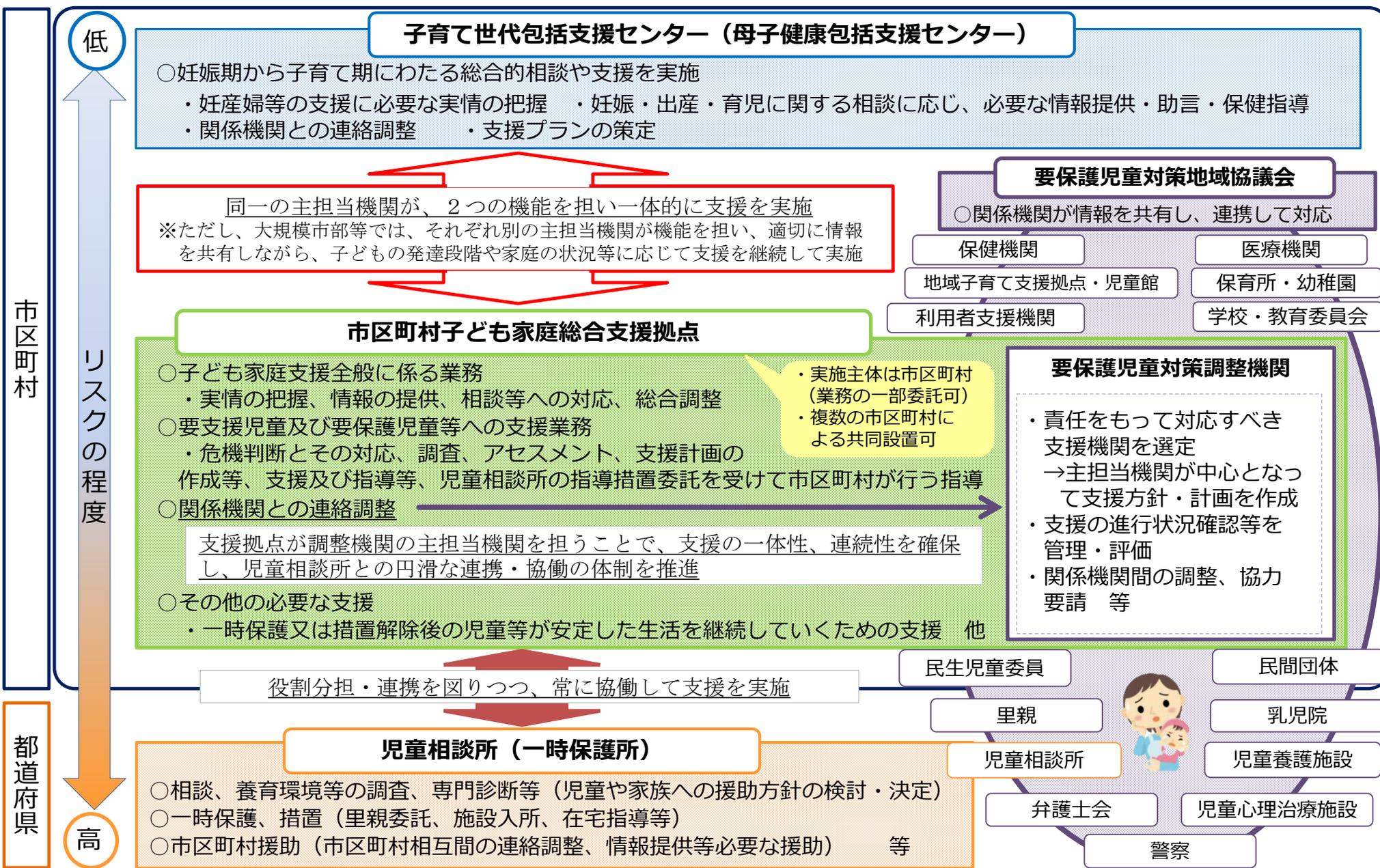
児童福祉法等の改正のポイント

令和元年6月19日可決成立・令和2年4月1日施行

■子どもの安全確保・権利擁護

- ◇学校や児童福祉施設などの職員は、職務上知り得た児童の秘密を漏らしてはならない
- ◇配偶者暴力相談支援センター等は児童虐待の早期発見に努める
→早期発見の努力義務がある者に「警察官」「婦人相談員」等を追加
- ◇虐待をした保護者への再発防止プログラム実施を児相等の努力義務に
- ◇子どもの転居の際に「切れ目ない支援」をするため、児相間の引き継ぎを徹底
- ◇児相の業務に、一時保護解除後の家庭環境の調整、児童の状況確認及び安全確保を明記
- ◇子どもの意見が尊重される仕組みを施行後2年をめどに検討

市区町村における児童等に対する必要な支援を行う体制の関係整理（イメージ図）



※ 子育て世代包括支援センターや市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置に当たっては、同一機関が2つの機能を担うなどの設置方法を含め、各市区町村の母子保健及び子ども家庭相談の体制や実情に応じて検討すること。

児童虐待防止対策の抜本的強化について①（平成31年3月19日関係閣僚会議決定）（ポイント）

昨今の虐待相談件数の急増、昨年を目黒区の事案、今年野田市の事案等を踏まえ、以下の通り、児童虐待防止対策の抜本的強化を図る。本対策を実施するため、児童虐待を防止するための児童福祉法等の改正法案を今国会に提出するとともに、2020年度予算に向け、さらにその具体化を図る。

1 子どもの権利擁護

① 体罰禁止及び体罰によらない子育て等の推進

法・体罰禁止について法定化する。

・体罰や暴力による悪影響が広く理解され、体罰によらない子育てが進められるよう、普及啓発活動を行う。

法・民法上の懲戒権の在り方について、施行後2年を目途に必要な見直しを検討する。

② 子どもの権利擁護の在り方に関する検討

法・子どもの保護及び支援に当たって、子どもの意見表明権を保障する仕組みについて、施行後2年を目途に必要な検討を進める。

2 児童虐待の発生予防・早期発見

① 乳幼児健診未受診者等に関する定期的な安全確認

② 地域における相談窓口や子育て支援拠点の設置促進等

・子育て世代包括支援センターの2020年度末までの全国展開に向け設置を促進する。

・子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点の一体的運用ができるよう、要件の明確化・支援の拡充により、母子保健分野と子ども家庭福祉分野の連携を強化し、切れ目ない支援を行うことができる体制整備を図る。

③ 相談窓口の周知・徹底

・189(いちはやく)の周知、啓発。通話料の無料化。

④ 学校等における虐待等に関する相談体制の強化

・スクールカウンセラーやSNS等を活用した相談体制を充実。

3 児童虐待発生時の迅速・的確な対応

(1) 児童相談所の体制強化

法 ① 介入的な対応等を的確に行うことができるようするための体制整備

・一時保護等の介入的対応を行う職員と支援を行う職員を分ける等の児童相談所における機能分化を行う。

② 児童相談所において常時弁護士による指導又は助言の下で対応するための体制整備

法 ・児童相談所が措置決定その他の法律関連業務について、常時弁護士による助言・指導の下で適切かつ円滑に行うため、
弁護士の配置又はこれに準ずる措置を行うものとする。
・関係団体の協力も得た採用活動、研修の充実、必要な支援等の拡充。

③ 児童相談所における医師・保健師の配置の義務化

法 ・児童相談所における医師・保健師の配置の義務化。
・関係団体の協力も得た採用活動、研修の充実、必要な支援等の拡充。

法 ④ 第三者評価など児童相談所の業務に関する評価の実施

⑤ 新プランに基づく児童福祉司の2000人増等に向けた支援の拡充

・新プランに基づく人材確保が進むよう、採用活動に関する支援等の実施。
・専門性確保のため、児童相談所OBの活用や人事ローテーションへの配慮の要請。

⑥ 児童福祉司等への処遇改善

・手当などによる児童福祉司等の処遇改善を図る。

3 児童虐待発生時の迅速・的確な対応

(2) 児童相談所の設置促進

① 児童相談所の設置（管轄区域）に関する基準の設定

法 ・児童相談所について、人口その他の社会的条件を勘案して政令において設置（管轄区域）に関する基準を定める。

② 中核市・特別区の児童相談所の設置の促進

法 ・政府は、施行後5年間を目途に、施設整備、人材確保の状況等を勘案し、中核市及び特別区が児童相談所を設置できるよう、施設整備、人材確保・育成の支援その他の措置を講ずる。その支援を講ずるに当たっては、関係地方公共団体その他の関係団体との連携を図る。

法 ・政府は、施行後5年間を目途に、支援等の実施状況、児童相談所の設置状況及び児童虐待を巡る状況等を勘案し、施設整備、人材確保・育成の支援の在り方について検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。
・中核市及び特別区における児童相談所設置に向け、支援を抜本的に拡充する。

③ 一時保護所の環境改善・体制強化

・適切な環境で一時保護できる受け皿確保及び個別的な対応ができる環境整備、職員体制の強化等

(3) 市町村の体制強化

① 子ども家庭総合支援拠点に対する支援等の拡充

・2022年度までに子ども家庭総合支援拠点の全市町村設置に向けて、支援を拡充する。

② 要保護児童対策地域協議会の充実強化

(4) 子ども家庭福祉に携わる者に関する資格化も含めた資質向上の在り方の検討

法 ・児童福祉司等子ども家庭福祉に携わる者に関する資格の在り方を含めた資質向上策について、施行後1年間を目途に検討する。

(5) 学校・教育委員会における児童虐待防止・対応に関する体制強化

① 専門スタッフの学校・教育委員会への配置支援

・スクールソーシャルワーカーやスクールロイヤー、警察OBの学校・教育委員会への配置を支援。

② 学校・教育委員会における児童虐待防止・対応に関する研修等の充実

・児童虐待対応マニュアルを作成、実践的な研修を推進。

3 児童虐待発生時の迅速・的確な対応

(6) DV対応と児童虐待対応との連携強化等

- 法 ① DV対応と児童虐待対応との連携強化
- ② 婦人相談所・一時保護所の体制強化

(7) 関係機関間の連携強化等

- 法 ① 学校・福祉施設等の職員に関する守秘義務の法定化
- ② 児童相談所・市町村における情報共有の推進
・全都道府県で、児童相談所と市町村の情報共有システムを推進。全国的な情報共有に向けた検討を進める。
- ③ 保護者支援プログラムの推進
・専門医療機関、民間団体と連携した実施、重大事例の検証を踏まえた活用方法の検討。
- ④ 児童相談所と警察の連携強化
- ⑤ 児童相談所・市町村、学校・教育委員会と警察との連携強化
・児童虐待に係る情報の管理、関係機関と連携した対応について周知徹底。

4 社会的養育の充実・強化

- ① 里親の開拓及び里親養育への支援の拡充
・里親の負担軽減(一時的に子どもを預かるサービスの利用促進)や手当の充実等。
- ② 特別養子縁組制度等の利用促進
・特別養子縁組の成立要件を緩和する(養子となる者の年齢の上限を引き上げる)等の見直しを行う。
- ③ 児童養護施設等の小規模かつ地域分散化の推進
- ④ 自立に向けた支援の強化
・18歳到達後の者を含め、児童養護施設を退所した子ども等に対し、住まいの確保や進学・就職を支援する措置の拡充を図る。

母子保健事業 令和元年度事業計画／平成30年度事業実績

事業名	項目	令和元年度計画（目的・内容）	30年度実績		今後の方向性
			本所	分室	
乳幼児健康管理 従事者育成事業	従事者支援 (人材育成)	<p>■母子保健従事者研修会</p> <p>【目的】 母子保健に従事する保健師等が、乳幼児の疾病や障害を早期に発見し、最適な成長発達につながる保健指導ができるよう乳幼児の姿勢運動発達について学び、必要な観察力・手技を身につける。</p> <p>【内容】 月 日：H31年4月26日（講義・デモンストレーション等） テーマ：「乳幼児期の姿勢運動発達とその評価 ～保健師として身につけておきたい知識と技術～」 講 師：吉田路子医務主幹（山城北保健所／京都府立医科大学）</p> <p>【目的】 母子保健に従事する保健師等が事例の情報整理、アセスメント、具体的な支援策を検討する過程を通じて、関係機関の役割や自らの専門性について認識を深め、個別支援力の向上を図る。</p> <p>【内容】 月 日：R元年6月20日（事例検討・ケースメソッド） テーマ：「医療的ケアが必要な重症心身障害児の在宅移行支援 ～退院支援に向けて私たちが考えておくこと～」 講 師：青山三智子診療課長（こども発達支援センター）</p>	<p>【目的】 市町保健師等が、こどもの最適な成長発達につなげるための保健指導に必要な観察力・手技、アセスメント力を身につける。</p> <p>【内容】 月 日：H30年5月7日（講義・デモンストレーション） テーマ「乳幼児期の姿勢運動発達とその評価 ～保健師として身につけておきたい知識と技術～」 講 師：吉田路子医務主幹（山城北保健所／京都府立医科大学） 参加者：41名</p>		継続
		<p>■ハイリスク妊産婦支援従事者研修会</p> <p>【目的】 精神疾患や心に課題を持つ母親が、妊娠期から子育て期に渡り安心して生活ができるよう母子保健に従事する専門職が、子育て世代を取り巻く状況や精神疾患について理解し、家族支援力の向上を図る。</p> <p>【内容】 時 期：R元年秋以降（計2回） テーマ①：「精神疾患の理解と子育て世代を取り巻く現状」 テーマ②：「心に課題を持つ妊産婦や子育て世代への対応力向上」 講 師：（調整中：医師等）</p>	<p>【目的】 精神疾患や心に課題を持つ母親が、妊娠期から子育て期に渡り安心して生活ができるよう母子保健に従事する専門職が、子育て世代を取り巻く状況や精神疾患について理解し、ストレス視点を身につけることで、家族支援力の向上を図る。</p> <p>【内容】 月 日：①H31年2月5日（講義）／②H31年3月11日（講義・ロールプレイ） テーマ①：「心に課題を持つ妊産婦や子育て世代の家族支援」 テーマ②：「心に課題を持つ母親とその家族の相談支援の実践」 講 師：佐藤 純准教授（京都ノートルダム女子大学） 参加者：①19名／②16名</p>		継続
妊娠出産包括支援事業 (児童虐待 未然防止事業) ※福祉室と協働	地域支援 (ケアシステム ／事業調整)	<p>■やましろ地域妊産婦支援ワーキング会議（仮）</p> <p>【目的】 精神疾患やメンタル不調を持つ妊産婦の支援体制のあり方に係る会議（精神科・産科・市町保健福祉のケアシステム構築）</p> <p>【内容】 時 期：R元年秋以降 出席者：（調整中：医師、助産師、看護師、保健師等）</p>			新規
		<p>■産後ケア事業（宿泊型）調整会議</p> <p>・産後ケア事業（宿泊型）の実施に向けて、医療機関等と市町の委託事業の具体的な内容や方法に関する調整・協議の場の設定 ※意向調査結果により実施</p>			新規

母子保健事業 令和元年度事業計画／平成30年度事業実績

事業名	項目	令和元年度計画（目的・内容）	30年度実績		今後の方向性
			本所	分室	
小児慢性特定疾病 児童等自立支援事業	療育相談 巡回相談	■保健師及び保健所医師による相談指導 ・申請時におたずねアンケートの聴取及び面接 ・在宅療養児（医療的ケア児）の家庭訪問	おたずね回答者 246名 実5件、延7件 （宇治市1、城陽市4）	おたずね回答者 135名 実4件、延18件 （京田辺市2、八幡市1、宇治田原町1）	継続
		■保健所会場又は患者居室での診察・療育に係る相談指導	—	—	随時
		■個別事例に係る会議（カンファレンス含む） ・在宅療養児（医療的ケア児等）の在宅移行支援及び医師連携等	実6件、延12件 （宇治市1、城陽市5）	実5件、延8件 （京田辺市3、八幡市1、宇治田原町1）	随時
	ピア カウンセリング 相互交流支援	■講演会・交流会 【目的】 小児慢性特定疾病等の家族同士等との交流を深め、日常生活上の不安や悩みの軽減を図る。 【内容】 ①時 期：R元年8月29日（木） テーマ：1型糖尿病の家族交流会 講 師：松尾医師（田辺中央病院） 大村詠一（日本IDDネットワーク、当事者） ②時 期：R元年10月16日（水） テーマ：ピアカフェ ③時 期：R2年1月23日（木） テーマ：きょうだい支援 講 師：NPO法人しぶたね	【内容】 ①月 日：H30年8月8日（各種制度説明・交流会） テーマ：「小児慢性特定疾病児が利用できる制度について」 参加者：9名 ②月 日：H31年1月30日（講演会・交流会） テーマ：「長くつきあう病氣を持つ子どものきょうだいのキモチ ～心の土台を育てるために～」 講 師：清田悠代理事長（NPO法人しぶたね） 参加者：10名 ③月 日：H31年2月28日（講演会・交流会） テーマ：「1型糖尿病の基礎知識～子どもの自立と育ちを支える～」 講 師：松尾憲典医師（田辺中央病院） 参加者：17名	継続	
在宅療養児支援連携事業 ※福祉室と協働	従事者支援 （人材育成 ／連携強化）	■在宅療養児・者の地域生活支援ネットワーク会議（全体会議） 時 期：R2年2月頃 ■在宅療養児と家族、支援者のための災害対応力向上セミナー 時 期：R元年11月頃 ■医療的ケア児等コーディネーター養成研修受講者圏域交流会 時 期：R元年7月25日 ■医療的ケア児等コーディネーター業種別情報交換会 時 期：R元年11月頃	■在宅療養児・者の地域生活支援ネットワーク会議（全体会議） 月 日：H31年2月21日（申込者64名） ■在宅療養児と家族、支援者のための災害対応力向上セミナー 月 日：H31年2月25日（シンポジウム） 講 師：長澤祐介主任（宇治市） 石井 恵氏（サークルぼちぼち） 井上勝哉臨床工学技士（京都ルネス病院） 参加者：28名		継続
		■医療機関等との連携会議 ・退院時及び妊娠期からの医療と行政の連携会議等 （産婦人科／NICU／小児科）		・田辺中央病院との連携会議：1回	継続
発達障害児早期発見・ 早期療育支援事業	専門的相談事業	■発達支援クリニック ・発達障害が疑われる児に対し、専門医による相談を実施 本 所：毎月 第一木曜日 12回 ※増設 担当医：大前禎毅医師（京都第二赤十字病院） 分 室：偶数月 第三木曜日 6回 担当医：出島 直医師（京都民医連中央病院）	計7回 実13名（延17名） <内訳> 新規10名 就学後の相談1名	計4回 実4名（延9名） <内訳> 新規2名 就学後の相談1名	継続

母子保健事業 令和元年度事業計画／平成30年度事業実績

事業名	項目	令和元年度計画（目的・内容）	30年度実績		今後の方向性
			本所	分室	
発達障害児早期発見・早期療育支援事業	啓発・研修事業 ※福祉室と協働	<p>■発達障害児支援従事者研修会</p> <p>【目的】 発達障害者（疑い含む）が個人としての尊厳にふさわしい日常生活や社会生活を営めるよう、母子保健・障害福祉・児童福祉関係従事者の資質向上を図る。</p> <p>【内容】 （調整中）</p>	<p>【目的】 発達障害支援に関わる従事者が主体的・系統的に業務を展開するための力量形成を図る。</p> <p>【内容】</p> <p>①月 日：H30年7月19日（講演） テーマ：「発達障害をもつ子どもと保護者の支援 ～地域の支援者に期待すること～」 講 師：大前禎毅医師（京都第二赤十字病院） 参加者：83名</p> <p>②③月日：H30年8月21日（講義）／H30年10月17日（演習・実践） テーマ：「子どもが変わるプラスの声かけと対応 ～ティーチャートレーニングの基礎と実践～」 講 師：全 有耳医師（京都府立医科大学） 参加者：165名</p> <p>④月 日：H30年12月13日（講演） テーマ：講演「子どもとともに歩む保護者を支えるために大切なこと」 講 師：松尾育子園長（城陽市立ふたば園） 参加者：91名</p>		継続
	従事者支援 （人材育成 ／連携強化）	<p>■発達障害児支援担当者会議</p> <p>【目的】 発達障害児（疑いを含む）の健やかな成長発達を促し、保護者が安心して子育てができるよう、管内の発達障害児支援体制に係る情報共有、協議を行い、市町の発達障害児支援の質的向上と関係機関との連携強化を図る。</p> <p>【内容】 時 期：令和元年10月8日（火） 14：30～ 場 所：宇治総合庁舎 大会議室 講 師：平井所長（こども発達支援センター）</p>	/		新規
母子保健担当課長会議		<p>■母子保健担当課長会議</p> <p>月 日：R元年5月17日 内 容：保健所、市町の事業計画等の確認 保健所、市町事業に係る情報交換、意見交換</p>	<p>月 日：H30年5月16日 内 容：報告事項 ①平成30年度運営目標について ②平成29年度事業報告と平成30年度事業計画について ③各種母子保健事業について 情報交換、意見交換（妊娠出産包括支援事業）</p>		継続
母子保健業務連携会議	地域支援 （ネットワーク）	<p>■母子保健業務連携会議</p> <p>時 期：未定 内 容：乳幼児健康診査に係る精度管理からみえる課題 妊娠出産包括支援事業について 医療的ケア児支援について その他</p>	<p>■市町別母子保健業務連携会議</p> <p>月 日：H30年10月～11月 計8回（7市町） 参加者：市町42名、保健所54名（延べ） 内 容：①乳幼児健康診査に係るフォロー状況について 乳幼児健康診査実績報告結果、未受診者対策、フォローの実際 ②発達障害児の支援体制について 乳幼児健康診査実績報告及び年中児発達サポート事業、発達障害児の支援体制、児童発達支援事業所や医療機関等との連携の実際 ③医療的ケア児等の在宅療養児支援について 小児慢性特定疾病児童等自立支援事業に係る情報提供、災害時要配慮者対策担当課との連携・取組状況、保育所での受け入れ状況</p>		継続